

特定非営利活動法人 日本メディカルハーブ協会認定

## 香薬房 受講規則

(ハーバルセラピスト認定教室認定者 佐藤奈都子)

令和元年 7 月 25 日施行

(趣旨)

第1条1 この規則は、認定教室認定者 佐藤 奈都子による認定教室 香薬房の受講について規定する。

(認定教室の名称と所在地)

第2条1 本教室の名称

香薬房

2 本教室の所在地

奈良県奈良市船橋町1番地

(使用するテキスト)

第3条1 テキストは、協会指定の『メディカルハーブ』を使用する。

2 テキストの代金は、本受講料には含まれない。

(カリキュラムについて)

第4条1 本講座は、テキスト『メディカルハーブ』を用いて、以下の標準カリキュラムに従って講座を行う。

回	内容	実習
1	メディカルハーブの歴史と今後の展望	
2	メディカルハーブの基礎知識Ⅰ	
3	メディカルハーブの基礎知識Ⅱ	
4	アロマセラピーの基礎知識	
5	メディカルハーブと精油の安全性	
6	メディカルハーブ製剤Ⅰ	
7	メディカルハーブ製剤Ⅱ	チンキ、浸出油(インフューズドオイル)
8	代謝を助けるメディカルハーブ	
9	ライフスタイルの改善とQOLの向上	
10	生活習慣病の予防に役立つメディカルハーブ	
11	外敵から体を守るメディカルハーブ	
12	ストレス対策と心身症の予防に役立つメディカルハーブ	
13	女性のためのメディカルハーブ	
14	若さを保つメディカルハーブ	
15	五感の刺激とメディカルハーブ	
16	キッチンファーマシー(我が家の台所薬局)	
17	ハーバルライフのデザイン	
18	自然治癒力を高めるライフスタイル	

※1単位2時間

(クラスの定員について)

第5条 本講座の定員は6名までとする。

(受講期間について)

第6条1 本講座は全18単位(36時間)で、講座の実施は一日4単位(8時間)までとする。

2 本講座は認定試験の1ヵ月前には、講座を修了する。

(修了の認定および修了書の発行について)

第7条 全18単位のうち、13単位以上出席した者には、本認定教室の認定講座終了の要件を満たした証となる、日本メディカルハーブ協会既定の修了証を発行する。

(受講資格について)

第8条1 受講は、受講申し込みをした本人のみが可能とする。

2 本規則第9条による選考後、支払期日までに、受講に必要な費用の納入が確認できた者とする。

3 18歳未満の申込者は保護者の同意を必要とする。

4 他人への貸与、譲渡は認められない。

(選考方法について)

第9条 本教室の受講にあたり、以下を満たした者に受講資格を付与することとする。  
必要条件は特になし

(手続き方法について)

第10条1 本教室の定める受講に必要な費用を、指定の口座へ支払期日までに納入し、受講契約書を本教室へ提出する。

2 受講料の支払いをもって、本規則に同意したものとみなされる。

(授業の振替、補講について)

第11条1 本人の都合により欠席した講座についての振替、補講は行わないこととする。  
なお、やむを得ない事情に限り、本教室で振替、補講が可能な場合は行う。

2 振替、補講に関する申し出は、授業の7日前までに行うこととする。

3 本規則第12条による振替・補講については本教室と受講者で協議の上行うこととする。

(休講について)

第12条 天災、交通機関のストライキ、講師の病気・事故その他事情によりやむを得ず休講する場合には、本規則第11条3項に従い振替・補講を行うこととする。

(受講上の注意)

- 第 13 条 1 本教室内での写真、ビデオ撮影、録音、携帯電話の使用は禁止とする。
- 2 受講中の盗難・受講生の不注意による事故について等は、本教室は責任を負わない。
- 3 親族・ペット・友人等を伴っての受講は認められない。
- 4 本規則に従わない、また講師および他の受講生への迷惑を及ぼす等の行為があった場合、また注意後に改善が見られない場合は、以後の受講を認めないこととする。
- 5 本教室内での喫煙・個人的な飲食は原則として認められない。受講者の事情に りやむを得ない場合は、事前に申し出の上許可を取ることとする。
- 6 遅刻・早退は 30 分まで認め、出席とみなす。

(受講の取り消しについて)

- 第 14 条 1 本人の都合による受講の取り消し、中止の場合においては、原則として納入した受講料は返金されないものとする。
- 2 転勤、転居、長期入院などのやむを得ない事情の場合は、証明書、診断書等を提示の上、下記の払い戻しを行うものとする。
- ・ 開講日前日より 15 日を越える以前まで：全額を返金
  - ・ 開講日前日より 15 日前～開講日前日まで：受講料の 75%
  - ・ 開講日以降：未開催の回数から残金を再計算し、手数料 3 万円を差し引いた金額を払い戻すものとする。\*欠席など未受講の回数があっても、既に講義が行われたものに関しては払い戻し対象とはしない。